

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示」（令和2年厚生労働省告示第216号）が令和2年5月19日に告示され、同年5月20日付けで適用されることに伴い、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月23日付け保医発0323第2号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正するとともに、改正の概要を示すので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 改正内容について

留意事項通知の診断群分類定義表中、「010155 運動ニューロン疾患等」、「020200 黄斑、後極変性」、「040040 肺の悪性腫瘍」、「090010 乳房の悪性腫瘍」、「11001x 腎腫瘍」及び「130030 非ホジキンリンパ腫」を別紙のとおり改める。

2. 改正の概要について

「010155 運動ニューロン疾患等」のうち手術・処置等2の3に「オナセムノゲン アベパールボク」を、「020200 黄斑、後極変性」のうち手術・処置等2の2に「プロルシズマブ」を、「040040 肺の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の6に「テポチニブ塩酸塩」を、「090010 乳房の悪性腫瘍」のうち手術・処置等2の9に「トラスツズマブ デルクステカン」を、「11001x 腎腫瘍」のうち手術・処置等2の2に「カボザンチニブリノゴ酸塩」を、「130030 非ホジキンリンパ腫」のうち手術・処置等2の6に「チラブルチニブ塩酸塩」を追加する。

